

「ふしづくり一本道」の成立と学習指導要領との関係 についての一考察

—第2次学習指導要領（昭和26年）との関連を中心
に—

松永洋介（岐阜大学）

目的

「ふしづくり一本道」が、1950年代に急速に下火になっていった後も、指導者の一人である山本弘は学校の音楽教育のあり方に疑問を持ち続けていた。山本は学習指導要領に批判的な立場を取り、平成14年から15年にかけて「小学校指導要領音楽編 35年後の意見具申」と題した質問状を当時の学習指導要領作成委員に7回に分けて送った。

そこでの問題意識は、教材曲の一本立てという授業構成への反対と、音楽的能力の発達を考慮した指導内容の配列の要求であった。しかし、「ふしづくり一本道」に示された活動内容のいくつかはすでに昭和26年告示の第2次指導要領にみることができる。本研究では「ふしづくり一本道」の成立に関わった山本が当時の学習指導要領に影響を受けていた可能性について検討することを目的とする。

結果

第2次学習指導要領に示された学習目標及び活動内容例と「ふしづくり一本道」のステップとは類似性がある。山本は第1次指導要領が告示されるよりも前から教職に就いていた。また山本は県の指導主事にいたという立場上、指導要領を読んでいないということは考えられない。

したがって「ふしづくり一本道」には第2次指導要領の影響が認められるという結論を得た。

方法

まず昭和26年版『小学校学習指導要領』（第2次指導要領）の中の創作領域を抽出する。次に「ふしづくり一本道」の各ステップを抽出する。その上で両者を比較検討する。なお、本研究では、「ふしづくり一本道」の主な部分が小学校を対象としているため、学習指導要領も小学校の内容を対象とする。

内容

「ふしづくり一本道」は最終的には25段階80ステップからなる。これらと第2次学習指導要領（以後、指導要領と記す）に示された指導目標との関係について2学年ごとに考察する。

1. 低学年について

「ふしづくり一本道」の第1段階では「リズムにのったことばあそび」があり、4つのステップ（活動）がある。ステップ1は「名前よび遊び」、ステップ2は「動物・果物等の名前よび遊び」、ステップ3は「鳴き声遊び」、ステップ4は「リズム遊び」である。

第1学年の「指導目標2」は「児童の生活をとりまく音楽的な音響やリズムに気づくようにする」、第2学年では「児童の生活をとりまく音楽的な音響やリズムに気づかせ、これを表現する能力を伸ばす」である。また、学習活動の例としては「簡単な旋律を作る。（通常二フレーズ）」と示されている。第2学年では「簡単な旋律を作る。（教師はこれらを探譜すること）」に加えて「フレーズや終りの音をくふうして、一つの歌を完成する」と示されている。

第1段階に示された「名前よび遊び」、「動物・果物等の名前よび遊び」、「鳴き声遊び」、「リズム遊び」はこれに対応している。例えば「名前よび遊び」では「花子さん」「はーい」「一郎くん」「はーい」のように一定のテンポを保持しながら名前を呼んで返事していくことは、出席確認の場でも利用されている。また「動物・果物等の名前よび遊び」、「鳴き声遊び」、「リズム遊び」は児童の身近な生活の中にある品物や生き物の名前を利用したものであり、児童の生活との関わりを学習に結びつけているといえる。

また第2段階は9つのステップがあり、それぞれ「問答遊び」「言葉のリレー遊び」「音あて遊び」「頭取り遊び」「数当て遊び」「お店屋さんごっこ」「遊びましょ」「しりとり遊び」「物語のふしづけ遊び」からなっている。

「問答遊び」は「太郎さん」「はーい」「太郎さんは何が好き」「れんげ」「そうですか」というように会話の連続で構成される。その他の遊びもいわゆる「問いと答え」の形ですすめられる。

13ステップの「物語のふしづけ遊び」は国語などから歌いやすいような言葉を選んで並べ即興的に歌ったものを録音して聴かせるものである。これは「一つの歌を完成する」という活動例を満たしている。

第3段階からは「言葉のリズム唱遊び（14ステップ）」のようにリズムと言葉とを対応させる学習が始

まる。この学習は 8 分音符によるリズム分割 (第 4 段階)、付点によるリズム分割 (第 5 段階) へと進んでいく。そして各段階の最終ステップでは、聴き取った単語のリズム唱、記譜、確認という一連の作業を行うことによって、リズムに対する意識化を行っている。

これらの遊びを行えば、指導要領に示された「音響やリズムに気づく」、「音響やリズムに気づかせ、これを表現する能力を伸ばす」という目標に近づけることができる。

2. 中学年について

「ふしづくり一本道」の第 8 段階には「ふしのリレー (31ステップ)」や「2人組の問答遊び (32ステップ)」が配置される。「ふしのリレー」は通常 4人1組で一人が 1小節ごとにふしをつくって次々につないでいくものである。また「2人組の問答遊び」は、例えば 5人ずつのグループで行う。剣道の試合のように、各グループから一人ずつリズムを出し合っつないでいき、つなげなかった方は次の児童へと交代するという遊びである。

学習指導要領の第 3 学年では「新しい節やリズムを作る意欲を高める」と示されているが、これらの遊びはその条件を満たしている。

また学習指導要領では第 3 学年で「短い文に節づけをする。この作られた歌や音楽を使って演奏を行う」、「すでにある曲に、適当な歌詞をくふうする」、「簡単な空白をうめる練習をする」が挙げられている。また、第 4 学年では「知っている歌にリズム楽器の伴奏をつける」、「編曲や音楽劇をくふうする」、「短い詩にふしづけをする」、「劇・黙劇・歌の伴奏となるリズムや音楽を作曲したり、選んだりする」、「旋律中の空自の部分埋める練習をする」、「旋律の一部をくふうして完成する」、「与えられたリズムを用いて旋律を作る」などの活動例が示されている。

さらに第 4 学年からは旋律創作為指導目標としてあげられてくる。第 4 学年では「記譜の能力を伸ばす」、第 5、6 学年では「旋律を作ったりそれを楽譜に書いたりする技能を伸ばす」である。これらの学習活動例として、第 4 学年では「知っている歌にリズム楽器の伴奏をつける」、「編曲や音楽劇をくふうする」、「短い詩にふしづけをする」、「劇・黙劇・歌の伴奏となるリズムや音楽を作曲したり、選んだり

する」、「旋律中の空自の部分埋める練習をする」、「旋律の一部をくふうして完成する」、「与えられたリズムを用いて旋律を作る」などが示されている。

これらは第 8 段階の各ステップだけでなく、すでに 13ステップで示した「物語のふしづけ遊び」で行われる内容でもある。また、第 13段階からは「リズム変奏 (43ステップ)」、「3音のふしを 4種類に変奏 (第 14段階 48ステップ)」など、変奏についてのプログラムが組み込まれている。

3. 高学年について

「ふしづくり一本道」の第 13 段階より行われる変奏の学習は第 19段階まで音の数を増やしたり拍子を変えたりして進められる。同時にここまでの段階では記譜の学習も行われる。

学習指導要領では第 4 学年より記載される記譜の能力は、第 5、6 学年で「旋律を作ったりそれを楽譜に書いたりする技能を伸ばす」となる。しかし「ふしづくり一本道」ではすでに低学年からのリズム記譜に始まり、第 11 段階 38 ステップより記譜の学習を行っている。また第 5 学年、第 6 学年で学習活動例として示された「器楽曲・歌曲の編曲」「短い文に節づけをする」、「空白を埋めたり、動機や前楽節に続いて曲を完成する練習をする」、「有名な歌の拍子やリズムを変更して表現したり鑑賞したりする (6年)」、「与えられたリズムで、一部形式の旋律を作る」、「与えられた、あるいは新しく作曲された旋律に歌詞をつける」、「ハ長調以外のいろいろな調子や弱起で旋律を作る練習をする (6年)」という項目は「ふしづくり一本道」においては以下のように対応する。

第 21 段階からは「短調のふしづくり」、第 22 段階からは「日本旋法のふしづくり」があり、長調、短調、陽旋法、陰旋法の 4 種類の旋律創作為扱われている。さらに第 24 段階では「伴奏づくり」として「副旋律づくり (78 ステップ)」と「和音伴奏・分散和音づけ (79 ステップ)」が配置されている。

以上示したように両者には関連性があると認められた。

参考文献

- 山本弘 (1981)、『誰にでもできる音楽の授業』、明治図書
 文部省 (1951)、『小学校学習指導要領 音楽科編』